

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 「略」</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p> 第一節 内部部局</p> <p> 第一款 「略」</p> <p> 第二款 生活安全局（第十五条—第二十一条）</p> <p> 第三款 刑事局（第二十一条—第三十五条）</p> <p> 第四款 交通局（第三十六条—第四十一条）</p> <p> 第五款 警備局（第四十二条—第五十三条）</p> <p> 第六款 「略」</p> <p> 第七款 「略」</p> <p> 〔第二節・第三節 略〕</p> <p>第三章 「略」</p> <p>附則</p> <p> 第二章 警察庁の組織</p> <p> 第一節 内部部局</p> <p> 第二款 生活安全局</p> <p>（少年保護対策室）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 「同上」</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p> 第一節 内部部局</p> <p> 第一款 「同上」</p> <p> 第二款 生活安全局（第十五条—第二十条）</p> <p> 第三款 刑事局（第二十一条—第三十五条）</p> <p> 第四款 交通局（第三十六条—第四十条）</p> <p> 第五款 警備局（第四十一条—第五十三条）</p> <p> 第六款 「同上」</p> <p> 第七款 「同上」</p> <p> 〔第二節・第三節 同上〕</p> <p>第三章 「同上」</p> <p>附則</p> <p> 第二章 警察庁の組織</p> <p> 第一節 内部部局</p> <p> 第二款 生活安全局</p> <p>（少年保護対策室）</p>

第十七条 「略」

2 少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（性的搾取対策官の所掌に属するものを除く。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

（性的搾取対策官）

第十八条 生活安全局少年課に、性的搾取対策官一人を置く。

2 性的搾取対策官は、命を受け、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務のうち児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関する事務をつかさどる。

（風俗環境対策室）

第十九条 「略」

（情報技術犯罪捜査指導室）

第二十条 「略」

（官民連携推進官）

第二十一条 「略」

第三款 刑事局

第十七条 「同上」

2 少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（同条第四号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。）に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務を除く。）及び令第十七条第八号に掲げる事務をつかさどる。

〔3・4 同上〕

〔条を加える。〕

（風俗環境対策室）

第十八条 「同上」

（情報技術犯罪捜査指導室）

第十九条 「同上」

（官民連携推進官）

第二十条 「同上」

第三款 刑事局

(刑事指導室)

第二十二條 [略]

(検視指導室)

第二十三條 [略]

(特殊事件捜査室)

第二十四條 [略]

(特殊詐欺対策室)

第二十五條 [略]

(指紋鑑識官)

第二十六條 [略]

(指紋鑑定指導官)

第二十七條 [略]

〔条を削る。〕

第四款 交通局

(自動運転企画室)

第三十七條 交通局交通企画課に、自動運転企画室を置く。

2 自動運転企画室においては、令第三十二条第一号、第七号及び第十

(刑事指導室)

第二十一條 [同上]

(検視指導室)

第二十二條 [同上]

(特殊事件捜査室)

第二十三條 [同上]

(特殊詐欺対策室)

第二十四條 [同上]

(指紋鑑識官)

第二十五條 [同上]

(指紋鑑定指導官)

第二十六條 [同上]

(DNA型鑑識官)

第二十七條 刑事局に、DNA型鑑識官一人を置く。

2 DNA型鑑識官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうちDNA型に係る鑑識資料の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務(次条第二項に規定する事務を除く。)を助ける。

第四款 交通局

〔条を加える。〕

三号に掲げる事務のうち自動運転に関する事務（高速道路管理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 自動運転企画室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、自動運転企画室の事務を掌理する。

（高速道路管理室）

第三十八条 「略」

（交通事故事件捜査指導室）

第三十九条 「略」

（交通管制技術室）

第四十条 「略」

（高齢運転者等支援室）

第四十一条 「略」

第五款 警備局

（警備調査企画官）

第四十二条 「略」

（画像情報分析室）

第四十三条 「略」

（危機管理室）

第四十四条 「略」

（サイバー攻撃対策官）

第四十五条 「略」

（災害対策室）

（高速道路管理室）

第三十七条 「同上」

（交通事故事件捜査指導室）

第三十八条 「同上」

（交通管制技術室）

第三十九条 「同上」

（高齢運転者等支援室）

第四十条 「同上」

第五款 警備局

（警備調査企画官）

第四十一条 「同上」

（画像情報分析室）

第四十二条 「同上」

（危機管理室）

第四十三条 「同上」

（サイバー攻撃対策官）

第四十四条 「同上」

（災害対策室）

第四十六条 「略」

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室)

第四十七条 「略」

(警衛室)

第四十八条 「略」

(警護室)

第四十九条 「略」

(外事技術調査室)

第五十条 「略」

(外事情報調整室)

第五十一条 「略」

(外事特殊事案対策官)

第五十二条 「略」

「条を削る。」

附則

「1～3 略」

「項を削る。」

「項を削る。」

4|| 「略」

第四十五条 「同上」

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室)

第四十六条 「同上」

(警衛室)

第四十七条 「同上」

(警護室)

第四十八条 「同上」

(外事技術調査室)

第四十九条 「同上」

(外事情報調整室)

第五十条 「同上」

(外事特殊事案対策官)

第五十一条 「同上」

第五十二条 削除

附則

「1～3 同上」

4|| 警察行政運営企画室は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

5|| DNA型鑑識官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

6|| 「同上」

別表第一（第百六十五条関係）

[略]	警視長（警視正を含む。）	[略]	階級
	五九〇人	[略]	定員

別表第一（第百六十五条関係）

[同上]	警視長（警視正を含む。）	[同上]	階級
	五八九人	[同上]	定員

備考 表中の「」の記載は注記である。